

令和５年度 第１回別海町公の施設に係る指定管理者選定委員会結果

施 設 名	別海町児童デイサービスセンター
施設所在地	別海町別海常盤町２８０番地
設置年度	平成２１年度
設置目的	障がい児に対し、その障がいの程度に応じて心身の発達を支援することにより、障がい児の福祉の増進を図るためセンターを設置する。

指定管理者選択（内部）委員会審議結果		
候補者	住 所	札幌市中央区大通西５丁目１１番地
	名 称	社会福祉法人北海道社会福祉事業団
	代表者	理事長 内海 敏江
公募しない理由		本センターは、障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の療育を総合的に行う障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス）を提供するために設置されています。 今後も質の高いサービス提供を継続していくためには、児童発達分野における専門知識や、障がい児への療育指導経験等が重要であり、道内各地で障害児通所支援事業等を行い、人員基準上配置が必要な児童発達支援管理責任者や発達支援専門員、心理士、言語聴覚士等の資格職員の確保実績など専門的なノウハウを有する社会福祉法人北海道社会福祉事業団が適当であり、別海町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第５条第１項及び同施行規則第４条の２第１項第３号の規定に基づき公募しないことが妥当と考えます。
指定期間		５年間（令和６年４月１日から令和１１年３月３１日まで） 障害児通所支援事業では、幼少期から高等学校終了までなど長期間に渡り支援が必要であり、長く関わることで障がい児の特性が把握しやすく、適切な療育の提供に有効です。また、障がい児やその家族にとっても、担当者や支援方針が安定することで、安心してサービスが利用できるため、指定期間５年が妥当と考えます。

選定委員会意見	
候補者の適否	適当であると判断する。
指定期間	５年間が適当であると判断する。 （令和６年４月１日から令和１１年３月３１日まで）